

第五回國會 衆議院 図書館運営委員會議 録 第三号

昭和二十四年四月十九日(火曜日)

午後三時三十七分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右エ門君

理事水谷 昇君

關内 正一君 圓谷 光衛君

森戸 辰男君 中野 四郎君

委員外の出席者

國立國會図書館長 金森徳次郎君

本日の會議に付した事件

國立國會図書館法の一部改正に關する件

○早稲田委員長 これより會議を開きます。

過般國立國會図書館法が制定せられて以來、すでに一箇年、同法によつて國立國會図書館の運営が今日までなされたのでありますが、あらゆる面において、社会情勢の変化に伴つて、いろいろかわつた点もできて参り、同法の規定がそのまま図書館運営に妥當であるかどうかという点について相當論議され、批判されるように相なりしましたので、この場合同法改正について御協議をいただきたいと存じます。

○金森國會図書館長 これができましたからちうど一年ばかりの経験を経まして、いろいろ実行に上せてみますると、解釈の疑いがあるものもありま

第一類第二十一号 図書館運営委員會議録 第三号 昭和二十四年四月十九日

す。一番大きな点は、近ごろの世の中の勢いの結果として、十分の予算を得ることができませんので、この法律の各個の規定が、規定としてはできてお

るが、規定として、十分の予算を得ることができませんので、この法律の各個の規定が、規定としてはできてお

るが、規定として、十分の予算を得ることができませんので、この法律の各個の規定が、規定としてはできてお

るが、規定として、十分の予算を得ることができませんので、この法律の各個の規定が、規定としてはできてお

すれば、その中間ぐらゐのところに眞実があるかもしれないと思ひます。いづれにいたしましてもこういうふうになんが十分でございせん。

その結果はどういうことになるかと申しますと、まず第一の欠点は、必要な出版物を図書館に並べる事ができない、これはわかり切つたことであります。ところでもう一つ大きい問題といたしましては、一体一國でどんなものが出たのであろうか、実際の出版物をはつきりだれにでもわかるようにするというのが必要であります。私の方の図書館でも出版物の目録を年々わたりやすくしつらえたいという希望を持つておりますが、今のような実情では出版物目録をつくることも非常に困難であります。第三に考えます点といたしましては、書物というものは妙なものであります。出版されたときは容易に手に入れることが出来ます。しかし一年たち、二年たち、だんだん出版の時が離れるに従ひまして、ほとんどこれを手に入れることが困難になつてしまふ。どうしても適當年に集めておきませんと、將來五十年、百年の後の日本の出版状況はどんなふうなものを送り出しておつたかというふうなときに、何とも道がなくなつてしまふわけですね。こういうふうなことを考えますときに、今のようない部分しか納本させないような実情では、とうてい図書館の任務を果たすことができません。もう一つの考え方は、金を出して手つとり早く買つたらよいじゃないか、こういう話も出て参ります。それも一つの案ではあらうと思ひます。けれども、出版物はすべて賣る

ものとは限りません。賣らないで特別の関係の人の間で、いわば會員組織等でわけようなものもございするし、また公の團體とか、公がつかつた團體のところではこれも非賣品として出しております。そういうものは買ふことはできません。何としても法律か何かの方法によつて義務づけなければならぬということになるのであります。

この点につきましては、かつてアメリカから来た人がいろいろの助言をしてくだつたりまたその人々以外にも関係方面においていろいろの助言をしてくださるのですけれども、その考え方はアメリカの法律秩序をもとにしておるのであります。と申しますのは、アメリカでは一部を國會図書館に納付いたしますと、納付した人にある特権が得られるのであります。それは著作権を公に主張し得る権利が生れて来るのであります。つまりコピー・ライツという権利があらはれて、二ペー納本をしてそれを登録してもらひますと、實際は世の中に向つて主張することができない、こういう結果になります。でありますから、そういうところでは別に強制しませんが、著作権を確保したいという希望のために、比較的容易に無償で納本するのであります。これを日本でまねたらいいじゃないかというところになります。日本本の著作権法は、アメリカとは全然違ひまして、そんな納本などによつて権利が得られるのではなくて、著作物をつくつたということによつて、つまり原稿のままで上つたということでも、もう著作権が出て参ります。つまり大陸風の法律関係であります。急にこれを直すことは困難でありまして、納本

をさせるために著作権法の根本までひつくり返すという事は、なかなか一朝一夕にはできないと思ひのであります。

そうなりますと、だん／＼方法は限定されて行くわけでありまして。新しい憲法では、國民のものをただ取りするといふことは禁止しております。たゞ公用に使うために書籍を納付せしめする場合でも、報酬を拂わないで取り上げるという事は、許してはおりませんし、また筋からいつて正しくないことと思ひわけでありまして。現在の図書館法では、そのところは、かわりに出版目録を納本者に與えるといふことでつり合ひをとれるもの、フランスがとれるものといふ考え方をとつておりますけれども、實際はさつきも申しましたように、納本者は多分憲法をよく知つておつて納本をしてくれません。といひますと、何か一つここに考えなければならぬことになつて來たのであります。今まで申し上げました地方自治体の印刷物が思うように入つて來ない。この方の書物を手に入れることができないとか、納本が非常にぐあいが悪いとか、日本の出版目録をこの法律の予想するようには手ぎよくつくれない。道があいていないために、何か外國側からいろいろの助言があつても、なかなかそれは日本として従うわけには行かない。こういうような輪郭を考へて行きますと、その中で日本としてはどうかといふことをだん／＼考へてみたわけでありまして。外國立法例等はいろいろございしますけれども、やはり時代が違ひ、また國の憲法等の考へ方も違ひてゐるために、そのまま適用すること

はむずかしいようです。そこで私もこうしたならばいいのではないかと考へ方は、官廳出版物と公共團體の出版物を大体同じように考へまして、公共團體でも府縣あるいは東京都といふようなところからは、少しくよい納本してもらひたい。これはただであります。しかしながら今までのように五十部出させるといふのではなくて、實際の必要を考へまして三十部を標準にして、必要に應じてふやしたり、減らしたりする、こ

ういふふうな考へ方をとつております。ことに中には非常な特殊の出版物がありまして、たとえば宮内府の圖書寮などいろいろの貴重な書物を複製してあります。やうな場合を考へまして、百冊ぐらゐしか複製しない、それから非常に金がかかるというものであります。写真版で日本紙刷りにするといふやうなことののために一冊つくるのにも数千円を要するといふやうなものもございしますが、そういうものを無慈悲に一割出してくれと言ひまして、實際なか／＼行われせん。でありますから、そういう場合にはなるべく故障の起らないように、むりには取上げない、ごく必要な少数だけにとどめておく、こういうやうな道を設けた。それから市町村のいろいろの公の出版物は、これも全國に一万五千もあつて、もとより貴重なものを出すには相違ございせんけれども、それはほかの官廳並に何十部を納めてもらふ、そういう必要もございせん。で、これらごくわずかな、國會あるいは行政官廳等のさしあたり必要なくらいにとどめておこう、こういうやうな考へを持つております。

それから一般の出版物であります。これは各出版者の意見等を聞いてみますと、どうもはつきりいたしません。当初考へておりましたのは、憲法等の精神から、この法律が本をただ取りしようとしてゐる、それに対しての一つの不平の聲であらうという解釈もいたしてみましたが、當つてみません。必ずしもそれは言つておられません。またある人々は、いかにも手続がめんどうで、わざ／＼一冊ずつ納本に行くといふことはめんどうである。

またある人々は、納本をしたつて、何の利益が出版者に起るわけでもない自然納本に熱情が減るんだ。いろ／＼言つております。これを合理的に考へますと、私もはどうしても一部は納本してもらわなければならぬ。それでなければ、せつ／＼國立図書館という中心図書館をつくつた趣旨が没却されてしまふ。だから絶対に一部は納本してもらふ原理をとつております。しかしながら、國民のものをただで取るといふことはございせん。實際納本に必要な経費は國家から支弁するのが正しいのではないかと。つまり出版に要しました実費、あるいは納入のために必要な郵送費といふやうなものも含めまして、通常生ずる費用だけは國から拂う、こういうふうにするれば筋は通るのではないかと。しかし、もしもそれで納本しないといふ人があらはれば、これに對しまして、何らかの処罰規定をつくらなければならぬといふやうに考へております。しかし、こういう文化的な仕事でありますから、あまりに罰をもつて臨むといふことはいい氣持はいたしません。ただ現在の実情によりますと、やはり人間といふものは、強制

わがりません……。○水谷(昇)委員 それは、そのレコードを、たとえば放送局でかつてに放送に使う、あるいは興行用にそのレコードを使う。それは著作権が著作権法の第二十二條の六と七とに認められておるにもかかわらず、その特例法があつて、現在ではそういうものを使つてお

かという方法をとつております。それから横の廊下に渡ります。絨緞は当初の絨緞とは別のものを使いまして、見たところはいへんきれいなように見え、すけれども、宮殿がきれいだから、いつられて、これは非常にいい絨緞だ、ろうと錯覚を起すだけのことでありまして、実はそんなにいい絨緞は使っておりません。大階段の絨緞は初めの絨緞でありまして、これは一番貴重なものであつて、仰せのように階段の折曲りのところが少しづつ芯が出て来、おります。これは何らかの方法をもちましてカパーをしなければならぬ、ということ而努力しておりますけれども、今、このところカパーを手に入れることが事実不可能でありまして、横の方のこまかい所はいろ／＼な方法で代用カパーを見つけてやつております。それから事務室風に使つております室は、絨緞をみな取拂ひまして、別の方法をもつて、リノリウムその他にとりかえる。でありますから、一番問題は、大階段と、それから上へ上つた二階の少し平らな所の絨緞が問題になります。これは何とかしたいのでありますけれども、今のところ研究中でありまして、何とか名案を考えたいと思つております。

それから手でなでてよこす方は、私は専門家でないからわかりませんが、大理石の柱、それからドアのハンドルの近いところが大部分よれて参りました。これは掃除をすればとれるのであります。カーテンの方は、これは三、十年前前にできたもので、実はさわるべくずれて来る。あれはどんなにしてもこわれるものですから、しばらく見過してゐるわけです。絨緞だけは何とかしたいと思つておりますが、今のところ金と物が無いものですから苦勞しているという程度です。

○中野(四)委員 こんなことはあらたまつてお話しするほどのことではないのですけれども、たゞ／＼委員会があつたものですから申し上げたのです。ただお話を申し上げた最初の、議員の読書室をもう少し考へていただいたらいんじやないかと思ふ。あれではあまりに居候の感があるのです。たとえば近ごろ私は国会の中の部室の割振りに大きな不満を持つてゐる。ふしぎに思つてゐるのです。戦争中とやや似て来た。それは議員の控室を見ますと、大きい政庁はあれで満足してゐる。しかしながら、大きい政庁も初めは小さかつたのだから、少し反省する、といふ。今、今の小さい会派を見ますと、割部屋に入つてゐる。こういう部屋を三つぐらゐに仕切つて入つてゐる。実にあさしい。部屋がいいならしかたがないが、新聞記者は部屋を十分持つてゐる。これはずいぶん開放的な人の集まりだと思つてゐる、表のドアに、関係のない人は入つてはいかぬと書いてある。民自党なんか特に大きな新聞記者の部屋を持つてゐる。よく見える。私は近ごろ議院運営委員会に出ませんから、あまり／＼／＼言わないのですが、たとへて言つて、例へて、国会図書館へ行つて議員の読書室に入つてみると、どうも感服しない。金森先生のにおいでになる図書館にしては、少し冷遇ではないかと思ふ。そこででき得るものなれば議員が、あそこでも十分読書のできるような部屋を、部屋も十分あるのですし、喫煙室を、エジプトの間というのですから、

つばなものですが、喫煙室としてあそこをあけておくことはどうかと思ふ。むしろああいうところは読書室、あるいは談話室といつてよいから、お考え願う方がいんじやないかという氣持もします。これはぜひ御一考願ひたい。

もう一つ参考のために何つておくのですが、私が昔赤坂離宮へ入れました。当時のことを考えますと、裏の庭が非常にりつぱな庭園です。あれがたしか今は荒れ放題に荒れてゐると私は聞いております。どうなつてゐるか知りませんが、あれは国会図書館の方の關係になりますか。法務廳の關係になりますか、どうなつてゐるのですか。

○金森國會圖書館長 先ほど議員の読書室のことを脱かしてしまひまして恐縮であります。議員の読書室は、初めは二階の南側の比較的良好な部屋を選びました。ところが家具がなかつたのですから、こちらの四階にある議員図書室のテーブルを持つて来て置きまして、そうしたら非常に陰氣になりました。まわりとちつとも合わないのですから、おもしろくなかつた。そのせいであります。議員の方はおいで、私どもはあそこに来てくだらない。なるに從つて、御趣旨に從つて、まわりになるべくきれいな本箱でも置きまして、そこに本を詰めて、そうするおちつた読書室がでると思つておりました。が、どなたもおいでにならぬものですから、まわりに本箱を備へつけるのを怠つておりました。最近こちらから持つて行つた陰氣な机はまたこちらに持つて来まして、あそこを明るい近代的な部屋にしようと思つて、

部屋はかわりませんけれども、漸次そこに本箱を置き、備へつけの書物を置いて、もし議員の方が常時おいでくだされば、そこに特別な職員を所屬せしめまして、何の御不自由もなく使つていただく。それがあふれて参りましたら、何とかはかの部屋をくふうして使つていただく。こちらの四階に本来の図書室がございまして、これは私もが引受けてから少し荒れはてさせまして悪いのですけれども、今度魂を入れて、初めは理屈通りに衆議院と参議院と一つの図書室になつたのだから、部屋も半分にしてよろう、こういう考へを起したのですが、これはいけません。これはもとの形態を尊重しつゝ、もつと合理化させるつもりでおりますから、もう少し御猶予願ひます。

庭園については、一体あそこを裏庭はほんとは御所です。あれが全体で十八万坪ぐらゐあると思つておりますが、そのうち三万坪だけが図書館及び法務廳の方にまわつております。庭園そのものは今日完全に宮内府のものです。でありますから、あの建物のすぐ後に噴水がありまして、その噴水の後に近いところで見切りがついておりました。あそこがけが下つておりました。そのがけの下つておるところに、外から見るとちつと氣がつきませんが、竹でもつてすつかり全部かきねをこしらへまして、それを境界線としておりました。そこであとの手入では、小さな丘が二つになつておつて、あとは芝ふと噴水ですが、これはい／＼努力して、いつも清潔に芝なにかきれいに刈り込んでおります。それから宮内府の方に屬する庭は、これ

は私ども公平に見まして実は私どもの方よりは手入れが悪いんです。しかしこれも、いろ／＼勤勞奉仕なんかで手入れが行われまして、最近では非常によくなりました。もう三年ほど前には、ペン／＼草が身のたけほどにはえ茂つておりました。

○中野(四)委員 読書のあいまに、散歩などを許しておりますか。宮内府の方は禁ぜられてゐるのですか、あるいは図書館の方は入つたりなんかできるのですか。

○金森國會圖書館長 一般の人はもちろん宮内府の庭には入れません。それはかきねがありましてからおどろ越すのでなければ行けませんし、また越えてはならないという制札を立てておりました。それでどうも、そちらだけではなく、図書館に屬する庭園の部分はどうか、というところは一つの問題でありますけれども、今のところは一般の閱覽者には公開してありません。ただ特殊の縁故のある方が、あの辺を暗黙の承認のもとに散歩しておるといふことは認めております。

○早稲田委員長 ほかには御意見はございませんか。

○水谷(昇)委員 第二十四條ですが、五百部以下のところを三十部納入させたと。これに対しては相當の代償金というものを拂うのですか。それからな一部とか三部とかいうのは、これは寄贈なのですか、どういふ關係になつておりますか。

○金森國會圖書館長 二十四條の部分は、これは大きく言えば國と公共團體だけであります。國はもちろん右の手から左の手に渡すだけです。ただでもらうということになります。とこ

ろが公共団体の方に行きますと、これは少し趣旨が違ふのでありまして、どうも國と同じにも考えられない。しかしあかの他人の一般國民のようにも考えられないということになりまして、いわば折衷的のものになるわけであります。これはただです。実際はこの制度はただで納付をしてもらうということになります。三十部未満の部数ということとは、これは実は三十部ということではなく、二、三部ということでは、つまり普通のところでは、二、三部というつもりでおります。ただ同じ町村でも、特殊の事情もあり得ますから、大きく三十部未満、こういうふうな法律の上では押えておりますけれども、実際には三部ももらえばいい、こういうふうなことを考へております。

○水谷(男)委員 一割という大分入りますね。

○金森國會圖書館長 國の方が一割ということになっておりますが、これは実は國の方も一割はくれません。ですから、これは話し合いでほどよいようにやつて行けばよいと思ひます。

○早稻田委員長 ほかにありませんか。
それでは一つお願いしておきますが、すでにお手元へ御案内が行つていると思ひますが、来る二十三日、土曜日までございますが、支部図書館を御高覧願ひたいと思ひます。午前十時に出発をいたしますので、ぜひお繰り合せの上おいでを願ひたいと思ひます。
本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時三十五分散会

(参 照)

國立國會圖書館法の一部を改正する法律案

國立國會圖書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十章を次のように改める。

第十條 國、地方公共団体等の出版物の納入

第二十四條 國若しくは地方公共団体の諸機關、日本專賣公社、日本國有鐵道又は公團により、或いはこれらのために、左に掲げる出版物を五百部以上発行したときは、公用のため、及び外國政府出版物との國際的交換の用に供するその他の國際的交換の用に供するため、に、直ちに國立國會圖書館にその三十部を納入しなければならない。但し、公用のため、又は國際的交換の用に供するため、又は必要あるときは、館長は、三十部以上五十部以下の納入を要求することができる。又発行部数が五百部未満のとき、或いは五百部以上の場合において特別の事由のあるとき、又は町村若しくはこれに準ずる者の出版物については、館長は、その定めるところにより、三十部未満の部数を納入させることができる。

- 一 圖書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 樂譜
- 五 地圖
- 六 映画技術によつて製作した著作物
- 七 録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物

製する用に供する機器に写調した著作物

八 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的方法によつて、文書又は図画として複製した著作物

機密書類及び書式、ひな形、記入用帳簿、証券その他の簡易な印刷物は、前項の出版物に含まれない。

第一項の出版物の重版で、増減又は変更のないものは、納入することを要しない。但し、当該出版物の初版又は前版が納入されていないときは、この限りでない。

第二十五條 前條に規定する者以外の者が前條第一項の各号に掲げる出版物を発行したときは、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なるものを國立國會圖書館に納入しなければならない。但し、その出版物を國立國會圖書館に寄贈したとき、又は館長が、特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

前條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により納入する出版物に準用する。

第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は当該出版物の納入に至るまでに通常要すべき費用を、その代償金として交付する。

館長は、第一項但書の規定により出版物を寄贈した者に対し、定期に作成する全日本出版物の目録で、当該出版物を登載したものを送付する。

発行者が第一項の規定による出版物の納入をしないときは、その出版物の小賣價額(小賣價額のないときは、これに相当する金額)の五倍に相当する罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十五條の改正規定は昭和二十四年 月 日以後において発行する出版物から適用する。

2 第二十四條第一項第六号に掲げる出版物については、館長の定めるところにより、第二十四條及び第二十五條の規定にかかわらず、当分の間、その納入を免ずることができる。